国際的な輸出管理の枠組み

1. ワッセナー・アレンジメント(WA)

WAは、通常兵器の過剰な蓄積の防止を目的に、通常兵器及びその開発・製造・使用に供されるおそれのある汎用品(デュアルユース品)の輸出管理の枠組みとして、1996年7月にその発足が合意された。 WAは、米国、東欧諸国、ロシア等日本を含む33カ国が創立メンバーとなって設立された。

WAでは、輸出の許可・不許可の判断は、基本的には、参加国の裁量にゆだねられている。

また、国際的な輸出管理の実効性を高めるため、情報交換(移転通報、拒否通報等)を通じて各国間の 政策協調を図っている。

- (1)対象品目: ① 通常兵器
 - ② 汎用品(その技術も含む)
 - イ. 基本リスト(Basic List/BL)
 - ロ. 機微な品目リスト(Sensitive List/S L)
 - ハ. 極めて機微な品目リスト(Very Sensitive List/VSL)
- (2)規制対象国 : 全地域
- (3)政策協調

以下の情報交換を通じて透明性の増大と政策協調の確保を図る。

- ① 武器 名称・型式を含め移転通報(年2回)
- ② BL 拒否通報(年2回)
- ③ SL及びVSL 移転通報(年2回)

2. 核兵器関連

核兵器関連では、核兵器そのものの移譲の禁止、核兵器等の製造等のための援助の禁止等を目的とした核不拡散条約(NPT)があるが、国際的な輸出管理の枠組みとしては、原子力供給国会合(NSC)のロンドン・ガイドラインとロンドン・ガイドライン・パート2がある。供給国と受領国とで核兵器転用防止のための措置が講じられない限り核原料物資や原子炉、重水素等の原子力専用物資の輸出を認めないのがロンドン・ガイドラインで、核兵器の開発等にも使用される特定の工作機械や繊維材料などの汎用品の輸出規制を目的とするのがロンドン・ガイドライン・パート2である。

- (1)核不拡散条約(NPT)
 - ① 条約 : イ. 1970年発効(日本は1976年に批准)
 - 口. 締約国数は188カ国(2005年6月現在)・・・北朝鮮を除く
 - ② 輸出管理関連
 - イ. 核兵器国の核兵器等の他国への移譲禁止
 - 口. 非核兵器国の核兵器等の受領等の禁止
 - ハ. 原料物資若しくは特殊核分裂性物質、これらの物質の生産施設等の移転にはIAEA保障措置の 受け入れ義務
- (2)原子力供給国会合(NSG)
 - NSCロンドン・ガイドライン(1977年発足)
 - イ. 枠組み

平和利用目的の核物質等の転用防止が核不拡散の重要な手段になるとの国際的な認識に基づき、 また、NPT非加盟国の核拡散を防止するため、原子力専用物資について、供給国と受領国とで 核兵器転用防止のための措置が講じられない限り輸出を認めないこととしている。

- ロ. 規制対象国 : 非核兵器国(一部の規定は核兵器国向け輸出にも適用される)
- ハ. 規制対象貨物(その技術も含む)
- (イ)核原料物質(天然ウラン、劣化ウラン、トリウム)及び特殊核分列性物質(プルトニウム239、 ウラン233、濃縮ウラン)
- (ロ)原子炉、重水素及び重水、原子炉級黒鉛等
- (ハ)再処理プラント、同位体分離・濃縮プラント等
- ② NSGロンドン・ガイドライン・パート2 (1992 年発足、1993 年実施)
 - イ. 枠組み : 核兵器の開発、製造などに使用される汎用品を規制対象としている。
 - 口. 規制対象国 : 全地域

- ハ. 規制対象貨物(その技術も含む)
 - (イ)産業機械(工作機械等)
 - (ロ)材料(繊維材料、ジルコニウム等)
 - (ハ)ウラン同位体分離関連機器(フッ素製造用電解槽、レーザー等)
 - (二)重水製造プラント関連機器(交換反応塔等)
 - (木)核実験関連用装置(X線発生装置等)
 - (へ)核爆発装置の部品(中性子発生システム)
- ③ 我が国の取り組み

我が国が、Point of Contact と呼ばれる連絡事務局機能を果たしており、中心的な役割を果たしている。

- 3. 化学兵器及び生物兵器関連
- (1)化学兵器禁止条約と生物兵器禁止条約
 - ① 化学兵器禁止条約(CWC)
 - イ. 条約: 1992年合意、1997年4月発効(日本は1995に批准)、締約国数 167カ国(2005年3月現在)
 - ロ. 輸出管理関連 : 化学兵器に使用される可能性のある毒性化学物質の移譲等の制限
 - ② 生物兵器禁止条約(BWC)
 - イ. 条約

1975年発効(日本は1982年に批准)、 締約国数 155カ国(2005年9月現在)

口. 輸出管理関連

平和目的のために正当化できないような種類及び量の生物剤、毒素、兵器、装置又は運搬手段の第三者への移譲禁止

- (2)オーストラリア・グループ(AG)
 - ① 枠組み

イラン・イラク戦争における化学兵器の使用を契機として、オーストラリアの提案により、化学兵器関連の化学製剤原料の輸出規制を合意1985年発足)している。その後、化学兵器製造設備や生物兵器関連資機材に規制対象を拡大している。

なお、この名称は、このレジームの提唱国であるオーストラリアの名をとっている。

- ② 規制対象国 : 全地域
- ③ 規制対象貨物等
- イ. 化学兵器関連汎用品・技術
- (イ)化学兵器原材料: 亜燐酸ジエチル、五塩化燐、シアン化ナトリウム等
- (口)化学兵器汎用製造設備: 反応器、貯蔵容器、凝縮器、熱交換器等
- 口. 生物兵器関連汎用品•技術
 - (イ)生物兵器原料: 日本脳炎ウイルス、チフス菌、炭痕菌、ブドウ球菌毒素等
 - (口)生物兵器汎用製造設備 : 物理的封込用装置、密閉式発酵槽、連続式遠心分離機等
- 4. ミサイル関連

ミサイル関連については、ミサイル関連機材・技術輸出規制(MTCR)でロケット、無人航空機等とそれらの関連資機材等について規制している。

1987年にMTCRが発足した当初は、核兵器を搭載できるミサイルのみが規制対象となっていたが、 1992年に、生物兵器、化学兵器を搭載できる小型のミサイルにまで規制対象範囲を拡大している。

- (1)規制対象貨物等(その技術も含む)
 - ロケット、無人航空機(システム/サブシステム)
 - ② ロケット、無人航空機の関連資機材

イ. 装置 : 推進装置(エンジン等)

航法装置(ジャイロ、GPS等)

ロ. 材料 : 推進薬(酸化剤、ポリブタジェン等)

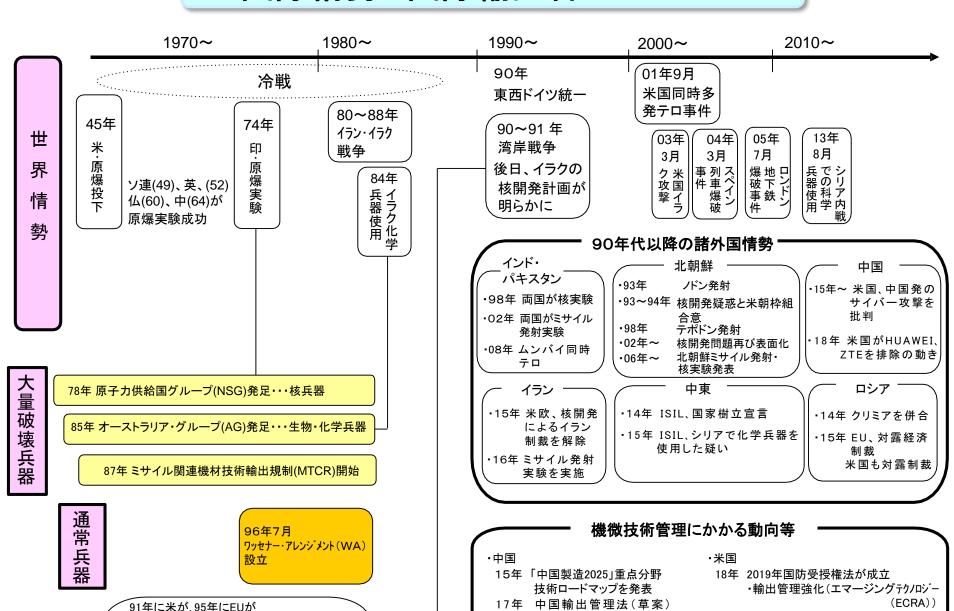
構造材料(炭素繊維複合材料等)等

ハ. 試験、製造装置 : 試験装置(振動試験装置等)

発射支援装置等

なお、外務省のホームページに詳細が記載されています。

国際情勢と国際輸出管理レジーム



キャッチ・オール規制導入

02年 我が国キャッチ・オール規制本格導入

(輸出管理強化)

バイオ、AI、量子情報、ロボディクス、

先端材料、先進セキュリティ技術etc

国際輸出管理レジームの概要

	NSG (原子力供給国 グル ー プ)	AG (オーストラリア・ グループ)	MTCR (ミサイル技術管理 レジーム)	WA (ワッセナー・ アレンジメント)
1. 規制対象 品目	(1)原子力専用品・技術 ①核物質 ②原子炉・付属装置 ③重水・原子炉級黒鉛 ④ウラン濃縮・再処理プラント (2)原子力関連汎用品・技術	(1)化学兵器 ①化学剤 ②化学兵器汎用製造設備 (2)生物兵器 ①生物剤 ②生物兵器汎用製造設備	(1)大型のミサイル・無人 航空機 (2)小型のミサイル・無人 航空機、関連資機材・ 技術	(1)武器(2)汎用品①先端材料②材料加工③エレクトロニクス④コンピュータ⑤通信関連 等
2. 発足年 (日本の参加)	1978年(同年)	1985年(同年)	1987年(同年)	1966年(同年)
3. 参加国数	48か国	42か国+EU	35か国	42か国
4. 参加国	〈 輸出令別表第3の国 〉 アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国			
	クロアチア、キプロス、エストニア、 アイスランド、ラトビア、リトアニア、 マルタ、ルーマニア、セルビア、 スロバキア、スロベニア、 トルコ	クロアチア、キプロス、エストニア、 アイスランド、ラトビア、リトアニア、 マルタ、ルーマニア、スロバキア、 スロベニア、 トルコ	アイスランド、 トルコ	クロアチア、エストニア、 ラトビア、リトアニア、マルタ、 ルーマニア、スロバキア、 スロベニア、 トルコ
	ロシア、ウクライナ、 ベラル一シ、 カザフスタン	ウクライナ	ロシア、ウクライナ	ロシア、ウクライナ
	ブラジル、メキシコ、	メキシコ	ブラジル	メキシコ
	韓国、中国	韓国、インド	韓国、インド	韓国、インド
	南アフリカ		南アフリカ	南アフリカ

輸出令別表第3の国・地域:輸出管理を厳格に実施していると認められていることから、円滑な輸出許可手続きが可能な輸出相手国(26か国)